

「シンガポール・サウジアラビア租税条約改正」

Singapore and Saudi Arabia businesses to enjoy a range of new tax reductions/exemptions

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

7月1日に発効したシンガポール・サウジアラビア間の新租税条約では、配当・利子・ロイヤルティーの源泉徴収税率が、それぞれ5%、5%、8%になり、一部の税率が引き下げられている。

7月1日に発効したシンガポール・サウジアラビア間の新租税条約では、配当・利子・ロイヤルティーの源泉地国課税（源泉徴収税率）が、それぞれ5%、5%、8%となった。改正前には、シンガポール側の利子に対する源泉徴収税率が15%、サウジアラビア側のロイヤルティーに対する源泉徴収税率が15%であり、両項目について引き下げが実現している。

その他、新租税条約には、

1. 航空機・船舶を利用した国際貨物の輸送に関わる利益に対する免税

Full tax exemptions (within originating countries) for air transport and shipping profits derived from the operation of aircraft and ships in international traffic.

2. 一定の資本条件を満たす場合について、サウジアラビア側のキャピタルゲイン課税税率を20%から15%に引き下げる

A reduction in KSA's Capital Gains Tax to 15% from 20%, subject to shareholding requirements.

ことが盛り込まれている。

《ご参考》 本件に関するシンガポール政府ウェブ・サイト

プレスリリース

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=25361>

協定全文

[http://www.iras.gov.sg/pv_obj_cache/pv_obj_id_77159ED558E078B72B1CFB88579D6AE942910100/file_name/Singapore-Saudi%20Arabia%20DTA%20\(Ratified\)%20\(26%20May%202011\).pdf](http://www.iras.gov.sg/pv_obj_cache/pv_obj_id_77159ED558E078B72B1CFB88579D6AE942910100/file_name/Singapore-Saudi%20Arabia%20DTA%20(Ratified)%20(26%20May%202011).pdf)

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772

受付時間／月～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3 等を除く)